

学校保健安全法に定める感染症について

学校保健安全法に定められた感染症に罹患したときは、周囲への感染拡大を防ぐため、出席停止となり、医師の許可を得てから登校することになっています。対象となる感染症に罹患した場合は、下記のとおり対応してください。

1. 感染症の疑いがある場合は無理に登校せず、速やかに受診する。
2. 診断されたら、すぐに大学へ電話で連絡する。医師の指示に従い、登校の許可がでるまでは自宅療養する。
3. 「感染症治癒後・登校許可証明書」をA4サイズにコピー、または大学ホームページよりダウンロードし、登校が許可されたことを医師に記入してもらう。
4. 登学後直ちに、上記証明書を事務局教務係へ提出する。

※学校保健安全法で定められている感染症および出席停止期間については表1を参照。

表1 学校において特に予防すべき感染症の分類

学校保健安全法施行規則第18条

分類	疾病名	初期症状	潜伏期間	出席停止の期間	出席停止手続き
第1種	エボラ出血熱	頭痛・背腰痛・発熱・下痢・発疹など	4～14日	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱	発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛・嘔吐・しゅう明(まぶしさ)など	2～9日		
	痘そう	高熱・悪寒・疲労感・頭痛・背部痛・発疹	7～17日		
	南米出血熱	発熱・頭痛・筋肉痛・眼窩後痛・結膜の充血・紅斑・紫斑・全身のリンパ節腫大	数日～数週間		
	ペスト	全身倦怠感・悪寒・頭痛・嘔吐・筋肉痛・発熱等	腺ペストで5～11日 肺ペストで2～3日		
	マールブルグ病	頭痛・背部痛・発熱・下痢・発疹等	4～9日		
	ラッサ熱	悪寒・発熱・背部筋肉痛・悪心・胸痛・下痢等	7～10日		
	鳥インフルエンザ(H5N1)	発熱・出血・多臓器不全・肺炎・咳・呼吸困難・腹痛・下痢・脳炎・結膜炎	1～2日		
	急性灰白髄炎(ポリオ)	発熱(二峰性)・倦怠感・麻痺(四肢・非対象性)	7～10日		
	ジフテリア	発熱・嚔下障害・嘔声・咳嗽・呼吸困難等	2～5日		
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	発熱・悪寒戦慄・筋肉痛	2～10日		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症					
第2種	インフルエンザ【鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症】を除く	鼻水・咳嗽・発熱・倦怠感・頭痛・筋肉痛・関節痛	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	1) 本学指定「感染症治癒後・登校許可証明書」の提出が必要 2) 医師から登校の許可ができるまでは登校しない
	百日咳	咳嗽・鼻水・咽頭の発赤・腫脹	7日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	発熱・鼻水・咳嗽・眼脂・しゅう明・発疹	9～11日	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	頬の腫脹・倦怠感・悪寒・頭痛・四肢痛・嘔吐・発熱等	2～3週間	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹・リンパ節腫脹・発熱	14～19日	発疹が消失するまで	
	咽頭結膜熱	発熱・咽頭痛・頸部痛・頭痛・眼痛・全身倦怠感など	5～7日	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	水痘	発疹・水痘・発熱	14～15日	すべての発疹が痂皮化するまで	
	結核	咳・微熱・倦怠感など風邪に似た症状	4～6週間	症状により医師から伝染の恐れがないと認められるまで	
第3種	髄膜炎 菌性髄膜炎	発熱・頭痛・嘔吐・痙攣・意識障害等	2～4日	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
	コレラ	下痢・嘔吐	1～3日		
	細菌性赤痢	発熱・下痢・血便・腸痛・しづり腹	2～7日		
	腸管出血性大腸菌感染症	血便・激しい腹痛・悪心・嘔吐・悪寒・発熱	4～9日		
	腸チフス	全身倦怠感・発熱・頭痛・咽頭痛・腹痛	5～14日		
	パラチフス	全身倦怠感・発熱・頭痛・咽頭痛・腹痛	1～2日		
	流行性角結膜炎	充血・浮腫・リンパ節腫脹・しゅう明・疼痛・異物感・霧視等	4～6日		
	急性出血性結膜炎	出血斑・眼のかゆみ・異物感・眼痛・流涙・眼脂	24～28時間		
	その他の伝染病				